

令和元年 9 月

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師 各位

東京建設業国民健康保険組合

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費申請書の受領委任制度導入後の取扱いについて

日頃より、当国保組合の円滑な運営に、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任制度につきましては、既にご存知のとおり平成 31 年 1 月から導入されました。

これに伴い。東京都内 84 保険者につきましては、75 保険者が平成 31 年 1 月から参加し、残りの 8 保険者及び後期高齢者医療広域連合が平成 31 年 4 月から参加したことで、東京都内全ての保険者が受領委任制度の取扱いを開始しております。

従いまして、**本年 5 月（4 月施術分）以降、従来の代理受領方式による申請は、原則みとめられません**が、経過措置として、**本年 9 月施術分までに限り代理受領方式でも対応することといたします。**

経過措置終了後の代理受領方式での申請書及び旧様式の申請書で提出された場合は、全て返戻とさせていただきますので、ご理解ご協力のほど、よろしく願いいたします。

受領委任の取扱いの申請（申出）をされていない場合、患者自身が各保険者への療養費の申請をする「償還払い」の取扱いとなります。患者の負担軽減という点を踏まえ、関東信越厚生局へ受領委任制度の届け出を行っていただきますようお願い致します。

【問い合わせ先】

東京建設業国民健康保険組合

電話番号：03-6455-1651 審査係